

千葉県病床転換助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 千葉県病床転換助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、医療の効率的な提供を推進するため、医療法人等が行う療養病床等から介護保険施設等への施設整備費を助成することにより、病床転換の促進を目的とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、次の各号に掲げる者が実施する、次項に掲げる病床の数を減少させるとともに、第3項に掲げる施設を整備し、病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させる、病床転換事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第39条第2項に規定する医療法人
- (2) 法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（前号に該当する者を除く。）
- (3) 法第8条の規定により診療所の開設の届出をした者

2 補助の対象となる病床は、補助事業申請時の初年度において使用許可を得ている次の各号に掲げる病床とする。

ただし、医療と介護の適切な機能分担を図る観点から、介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けた同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下「介護療養病床」という。）から次の各号に掲げる病床へ一旦移行し、一定の期間を経ずして次項に掲げる施設に転換する病床は除く。

- (1) 法第7条第2項第4号に規定する療養病床（介護療養病床を除く。）
- (2) 法第7条第2項第5号に規定する一般病床のうち、前号に規定する療養病床とともに、同一病院又は同一診療所内にあり、当該療養病床とともに転換

を図ることが合理的であると考えられるもの

3 補助の対象となる転換先の施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 介護医療院
- (2) ケアハウス
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。）
- (5) 特別養護老人ホーム
- (6) 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室
- (7) 認知症高齢者グループホーム
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 複合型サービス事業所
- (10) 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）
- (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅

4 第1項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的

で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助額の算定方法等)

第4条 補助額は、次により算定するものとする。

(1) 別表の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、最も少ない額を選定する。

(2) 前号により選定した額に別表第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を補助額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 既存建物の買収に要する費用

(4) その他補助事業に要する費用として適当とは認められないもの

(申請書の提出期日等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に誓約書（別記第10号様式）、役員等名簿（別記第11号様式）その他の必要な書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法

律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下、同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(20%以内の変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 整備区分の変更
 - イ 設置場所
 - ウ 建物の規模若しくは構造
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止(一部中止又は廃止を含む。以下同じ。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円(補助事業を実施する者が地方公共団体の場合は50万円)以上の不動産又はその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて、補助事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、次によるものとする。
 - ア 補助事業者が、地方公共団体の場合

別記第5号様式に準じた、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が、地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

なお、補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

- (9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業を実施する者は、この補助金と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(変更の承認)

第7条 前条第1号から第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、事業変更（中止、廃止）承認申請書（別記第2号様式）に変更の内容及び理

由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定により事業の遂行の状況に関し報告するときは、千葉県病床転換助成事業状況報告書（別記第3号様式）を、毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告をするときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉県病床転換助成事業実績報告書（別記第4号様式）正2部を知事に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る会計年度終了の日までに千葉県病床転換助成事業年度終了実績報告書（別記第6号様式）正2部を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県病床転換助成事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、千葉県病床転換助成事業補助金概算払請求書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第9号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は

一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

- 2 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団密接関係者)

第13条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、当該要綱第3条第4項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

附則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。